（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額を定める件の一部改正）

第二条　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額を定める件の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（風力発電設備に係る基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額） **第三条**　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十四年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備に係る調達価格等及び解体等積立基準額は、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。 一～三　（略）	（風力発電設備に係る基準価格等及び調達価格等） **第三条**　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十四年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備に係る調達価格等は、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。 一～三　（略）

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間	解体等積立基準額
一	出力が二十キロワット未満のもの	五十五円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	四．二七円
二	出力が二十キロワット以上のもの	二十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	○．八六円

備考

イ～ニ　（略）

ホ　調達期間が終了する日から起算して十年前の日が令和九年四月一日より前の日である風力発電設備（法第九条第四項の認定を受ける前に法附則第四条に規定する新エネルギー等認定設備として再生可能エネルギー電気の発電を行っていたものを除く。）に係る解体等積立基準額は、再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じてそれぞれ解体等積立基準額の欄に掲げる額に百二十を乗じて得た額を令和九年四月一日から調達期間が終了する日までの期間の月数（一月未満の端数があるときは、これを切り上げた月数）で除して得た額とする。

2　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備に係る調達価格等及び解体等積立基準額は、前項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一～三　（略）

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間	（新設）
一	出力が二十キロワット未満のもの	五十五円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	（新設）
二	出力が二十キロワット以上のもの	二十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	（新設）

備考

イ～ニ　（略）

（新設）

2　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備に係る調達価格等は、前項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

一～三　（略）